

## 議第22号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例  
京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を  
「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第50条第 1 項本文中「第 4 条第 2 項第 3 号ホ」を「第 4 条第 2 項第 7 号」  
に改める。

## 附 則

この条例中第 2 条第 1 項の改正規定は平成26年 4 月 1 日から、第50条第 1  
項の改正規定は公布の日から施行する。

## 提案理由

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備  
する必要があるので提案する。